

# 事務所だより 4 月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel : 090-7490-7396

Fax : 0797-78-6488



春和の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

芦屋の桜はもう満開です。4月2日に芦屋川沿いで桜祭りがあります。散らずにもてばいいのですが（私は仕事が入っているので行けません(^;))。

確定申告、一昨年と昨年と新型コロナウイルスの影響で4月15日まで期限延長されていましたが、今年は3月15日が期限でした。たった2回でも身体は慣れてしまうんですね。1ヶ月も早いので無事申告が終わるかどうかビビっていましたが、全員終わることができてホッとしています。

確定申告は、普段お付き合いしている方だけではなく、初めての方もいらっしゃいます。今回は堺の方とご縁があり、申告書をお返しに行ってきました。遅れてはいけないと早く出発したら、30分も早く着いたので、少しだけ観光です。

堺は、歴史の感じられる街です。今回お邪魔した地域が、鉄砲鍛冶の屋敷があったところだったようで、古い町並みが残っていました。史跡についても道路の表示や標識があり、観光しやすくなっています。少し路地に入ってみたら、今でも鍛冶を生業としている人がいるようで、鉄を叩く音が聞こえてきました。思わず耳を疑いました(^;)

その一方で、先進的な(?)ところもあります。何と昆虫食の自動販売機がありました。こんなの見たことがなかったので、今度は目を疑いました(^)。カブトムシにタランチュラ、どんな味がするのでしょうか？値段は結構な値段で、さすがに買えませんでした(>\_<)。



では、事務所だより 4 月号をお送りします。4 月になりました。日本は年度初めです。新たな気持ちで頑張っていきましょう！

## ☆ お知らせ (2023 年 4 月の税務)

期 限	項 目
4 月 10 日	▶ 3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4 月 17 日	▶ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
5 月 1 日	▶ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	▶ 2 月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 8 月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(12 月決算法人は 2 ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 軽自動車税(種別割)の納付(4 月中において市町村の条例で定める日)
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第 1 期分の納付(4 月中において市町村の条例で定める日)
	▶ 固定資産課税台帳の縦覧期間(4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	▶ 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3 月を経過する日までの期間等)

## ☆ 売上先からの入金時の処理

2023 年 2 月号で消費税のインボイス制度について、今年の税制改正の内容をお知らせしまし



た。その中で『少額な返還インボイスの交付義務免除』がありました。これは、値引きや返品等の税込価額が1万円未満である場合には、返還に係る適格請求書の交付義務が免除されるというもので、適用期限のない恒久的な措置となっています。

売掛金の回収が銀行振り込みで行われたときに、相手先が振込手数料を差し引いて振り込んできました。改正前は、売上先は振込手数料分の値引きとして適格請求書(「返還インボイス」)を作り、仕入先は手数料の支払いに関する適格請求書を銀行から発行してもらうか、相手先から手数料分の値引きに係る「返還インボイス」を受領する必要がありました。

それが改正により、売上先は振込手数料相当額を「売上値引」として処理している場合には、返還インボイスの交付義務が免除されます。また、仕入先は銀行からの手数料の適格請求書の交付や返還インボイスの受領が必要なくなります。

ただし、税込1万円未満となる値引き等が対象です。値引きの金額が大きくなり税込1万円以上となるときは、返還インボイスの作成、交付が必要となります。この場合、返還インボイスの記載要領は次の通りです。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 売上値引等を行う年月日及び売上値引等の元となった売上の年月日
- ③ 売上値引等の元となった取引の内容
- ④ 売上値引等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分した合計額
- ⑤ 売上値引等に係る消費税額等又は適用税率

具体的には、

【参考1】備考欄に記載

××年12月10日

**請求書 (値引分)**

(株)〇〇御中

既請求金額について、下記のとおり値引きいたします。

値引額 **11,000円**

品名	単価	数量	金額
値引き (振込手数料相当額 (消費税10%))	▲550	20	▲11,000
値引額合計			▲11,000

備考  
請求書No.001~020 (XX年11月1日~11月30日請求分)に係る振込手数料相当額

(株)△△  
登録番号 T1234...

【記載事項②】  
売上対価の返還の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日



【記載事項③】  
売上対価の返還の基となった課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

【参考2】支払通知書を発行する場合

××年12月10日

**支払通知書**

(株)△△  
登録番号 T1234...

(株)〇〇

下記のとおり入金いたしました。

11月分 1,075,500円 (税込)

納品日	伝票	品名	金額	備考
11月1日	No.001	オレンジジュース※	5,400円	
11月2日	No.002	ビール	11,000円	
11月3日	No.003	リンゴジュース※	2,160円	
⋮	⋮	⋮	⋮	
合計金額			1,092,000円 (消費税92,000円)	
消費税 (10%)			660,000円 (消費税60,000円)	
消費税 (8%)			432,000円 (消費税32,000円)	
値引き (振込手数料相当額 (消費税10%))			▲16,500円	
入金額 (税込)			1,075,500円	

備考: 【振込日】 伝票番号No.001~005 XX年11月10日  
伝票番号No.006~No.XX XX年11月20日  
伝票番号No.XXX~No.XXX XX年11月30日

※送付後一定期間内に連絡がない場合、確認があったものといたします。

【記載事項】  
売上げに係る対価の返還等の税抜価格又は税込価格を税率ごとに区分して合計した金額

【記載事項】  
売上対価の返還を行う年月日

【参考3】メール等で簡易に通知する場合

11月20日付の請求に関して12月20日に19,120円のお振込みを確認いたしました。

なお、請求書記載の20,000円との差額880円(消費税10%)については、振込手数料相当額として〇〇の価格からの値引きとします。

(株)△△  
登録番号 T1234...

国税庁は、上記のような方法を参考として明らかにしています。しかし、これを請求のたびに作成や通知していく。本当にできるのでしょうか。